

## 道路管理者間の協議(その1)

### 道路局路政課道路利用調整室

大野係員

よーっし。今日も張り切って、ビッシビシ道路パトロールにいくぞー。

(道路パトロールの途中で)

大野係員

(あれれっ、なんだあれは? 国道の区域内に県道の方を向いている照明灯が設置されているぞ。占用物件なのかなあ? 事務所に帰ったらすぐに調べてみよう。)

大野係員

ただいまパトロールから戻りました。  
(急いで許可が出ているか調べないと。)

坂上係員

あら、どうしたの? そんなに慌てて。

大野係員

道路パトロールの途中で、国道の区域内に

県道の照明灯が設置されているのに気がついたんですけど、そんな申請が出ていた記憶がないので不法占用じゃないかと思って調べていたんですよ。

坂上係員

(パトロール中にも占用のことが思いつくなんてなかなか成長してきたんじゃない。)

大野係員

やっぱり道路占用許可されていないみたいですね・・・。

これは一大事だ。すぐに県に連絡して道路占用許可申請をあげてもらわないと。

坂上係員

はい、はい、はい。慌てない、慌てない。

大野係員

これが慌てずにいられますか!!!  
不法占用の解消に向けて、ビッシビシ指導を

坂上係員

して、成果が上がってきたところなのに・・・。  
まあ、落ち着いて考えてみて。  
高速道路のインターチェンジに入るところに緑色の案内標識あるわよねえ。あれも道路占用許可されていないんじゃない?

大野係員

そういえば、許可していません・・・。  
ああ、こんなに道路管理者の不法占用がたくさんあるなんて・・・。僕は今まで何をしていたんだ。

坂上係員

まあまあ、落ち込む前に私の話を聞きなさい。  
今回のような場合はね、道路管理者間の協議によつて設置が認められているのよ。

大野係員

どういうことですか?

坂上係員

道路法第十一条の規定は知ってるわよね。

大野係員

路線が重複する場合、上位道路が管理するつてヤツですね。

(路線が重複する場合の措置)

第十一条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

**坂上係員**

じゃあ、国道と県道が立体交差している部分があるわよね。その管理区分はどのように取り扱っていると思う？

**大野係員**

それは、国道で管理するんじゃないですか。今、道路法第十一条を持ち出したばかりじゃないですか。

**坂上係員**

違うのよ。道路法第十一条は、平面交差の場合を規定しているの。このように立体交差をしている場合は、国道の道路管理者と県道の道路管理者が協議して、お互いの管理区分を決めているのよ。

**大野係員**

なるほど。でも、これとあの照明灯と何が関係あるんですか。

**坂上係員**

(鈍いわね、もう) ああの照明灯もね、道路管理者同士が協議して、県道の道路管理者が設置

しているのよ。

**大野係員**

ということは・・・、あの照明灯は不法占用じゃなくて、道路管理者同士の協議により設置されていたんですね。

あり、よかったです。ほっとしました。

**坂上係員**

(早とちりは相変わらずだね。)

**大野係員**

ということは・・・、道路法第三十五条の協議占用だと言うことですね！

**坂上係員**

(ズルツ。)

あーのーねえー。もう一回条文を読み直してみなさいよ。道路法第三十五条の協議占用というのは、国の行う道路の占用の特例なのよ。相手は、県の道路管理者なんだから、適用されるわけがないじゃない。

**(国の行う道路の占用の特例)**

第三十五条 郵便その他国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する、占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

※平成一四年法律第九八号で平成一五年四月一日から、の部分はおれら。

**大野係員**

そうですね。協議という響きだけで安直に

考えて、頭の中でごちゃ混ぜになってました。

でも、それじゃあ、道路管理者間の協議は何に基づいて行われているんですかねえ。

**坂上係員**

(道路法令総覧をバラバラとめくりながら)

えーつと、それはねえ・・・。

**大野係員**

なるんだ。坂上さんも知らないんだ。

**坂上係員**

うるさいっ！ 今探してるんだからもうちょっと待ちなさいっ！ (うーっ。どこにのってるんだろ。)

**大野係員**

・・・。

**坂上係員**

何よっ、その疑わしげな目は。調べておくら明日まで時間をちょうだい。

**大野係員**

(ニヤニヤしながら) はい。僕も調べておきまーす。

**渡邊課長**

(助け船を出そうかと思っただけど、おもしろそうだから、もうちょっと様子を見ておくか。)

(次号に続く)